

9 駐 車 場 施 設 数

この表は各年度末現在の駐車場法及び附置義務条例の適用を受けた駐車場施設数である。

- (1)都市計画駐車場とは、都市施設として確保すべき基幹的な駐車場で、都市計画決定されたもの。
- (2)届出駐車場とは、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するもの。
- (3)附置義務駐車施設とは、条例により建築物の延べ面積及び用途に応じて設置が義務づけられたもの。
- (4)パーキングメーターとは、「時間制限駐車区間」において一定時間に限り駐車を許すもので、総数には含まない。
- (5)都市計画駐車場、附置義務駐車施設の（ ）は、届出駐車場として重複している数。

(単位 台、基)

年 度	総 数		都 市 計 画 駐 車 場		届 出 駐 車 場		附 置 義 務 駐 車 施 設		(別掲)
	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	パーキング メーター
令和2年度	3 732	195 115	7(7)	2 819(2 819)	465	86 703	3 361(94)	127 689(19 277)	258
3年度	3 823	201 941	7(7)	2 774(2 774)	468	90 440	3 450(95)	130 864(19 363)	240
4年度	3 891	206 137	7(7)	2 774(2 774)	478	92 459	3 509(96)	133 113(19 435)	235
5年度	3 958	211 049	7(7)	2 755(2 755)	493	95 645	3 562(97)	134 839(19 435)	227
6年度	4 036	215 886	7(7)	2 756(2 756)	505	98 623	3 630(99)	136 698(19 435)	226

資料：道路下水道局管理部駐車場施設課